



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

令和元年10月
沖縄県人事委員会

I 本年の勧告のポイント

○ 月例給は引上げ、ボーナスは改定なし

1 月例給

公民給与の較差1人当たり平均495円(0.14%)を解消するため
引上げ改定

2 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改定なし

II 公民較差の算出

【2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に本年4月分の給与等を実地調査

- ・調査事業所数: 148事業所
- ・調査完了率: 89.1%(131事業所)

※ うち1事業所は、調査時に規模不適が判明

【平成31年職員給与等実態調査】

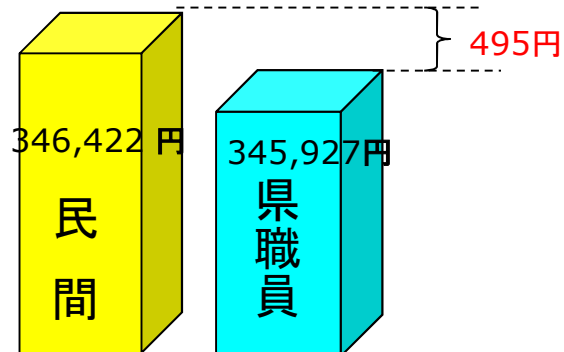
平成31年4月1日に在職する常勤職員を対象に本年4月分の給与等を調査(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。)

4,548人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者
(4,614人) (66人)

比較

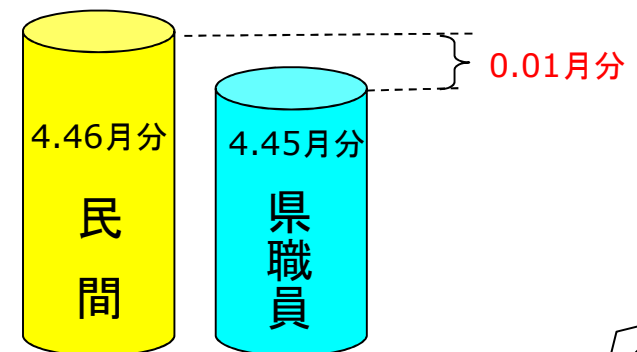
月例給

※ラスパイレス方式による較差算出



ボーナス

※年間支給月数で比較



III 給与改定の内容①

1 給料表の改定【勸告】

<行政職給料表>

- ・初任給と若年層の水準を引上げ改定

(初任給(行政職大卒)引上げ額 現行:180,700円 → 改定後182,200円)

<その他の給料表>

- ・行政職給料表との均衡を考慮し改定

<改定の実施時期>

- ・平成31年4月1日

III 給与改定の内容②

2 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数は民間の特別給の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定なし

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.46月分	4.45月分	0.01月分

III 給与改定の内容③

3 住居手当 【勧告】

<住居手当>

- ・ 手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→改定後16,000円)
- ・ 手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→改定後28,000円)

<改定の実施時期等>

- ・ 令和2年4月1日
- ・ 手当額が1,000円を超える減額となる職員には、3年間、激変緩和を図るため、段階的に所要の経過措置

IV 公務運営に関する課題

■ 人材の確保及び育成

- 人材の確保
- 人材の育成
- 能力及び実績に基づく人事管理の推進

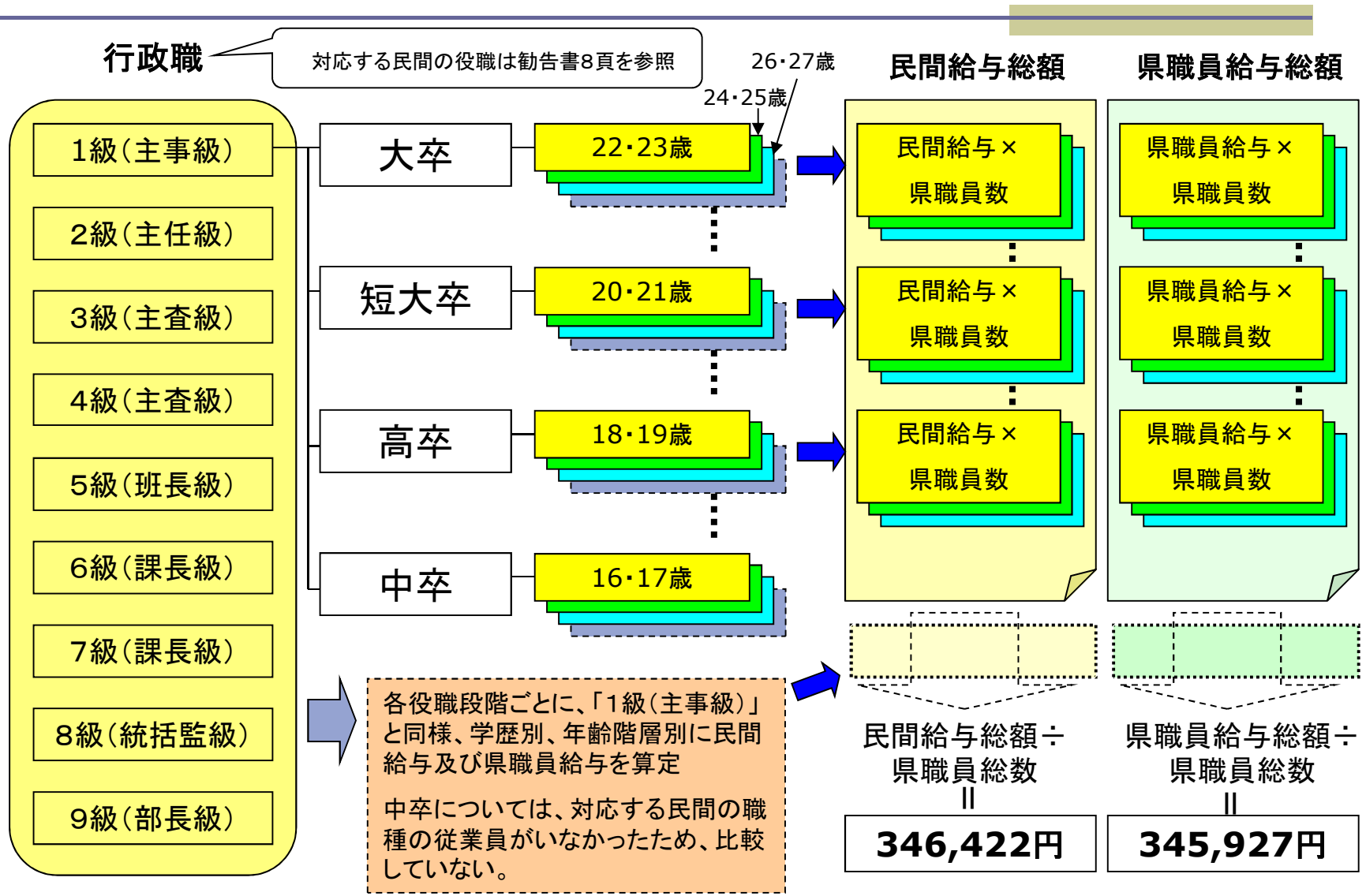
■ 勤務環境の整備

- 長時間労働の是正及び仕事と生活の調和の推進
- 心身の健康管理
- ハラスメントの防止
- 会計年度任用職員及び高齢層職員の能力の活用

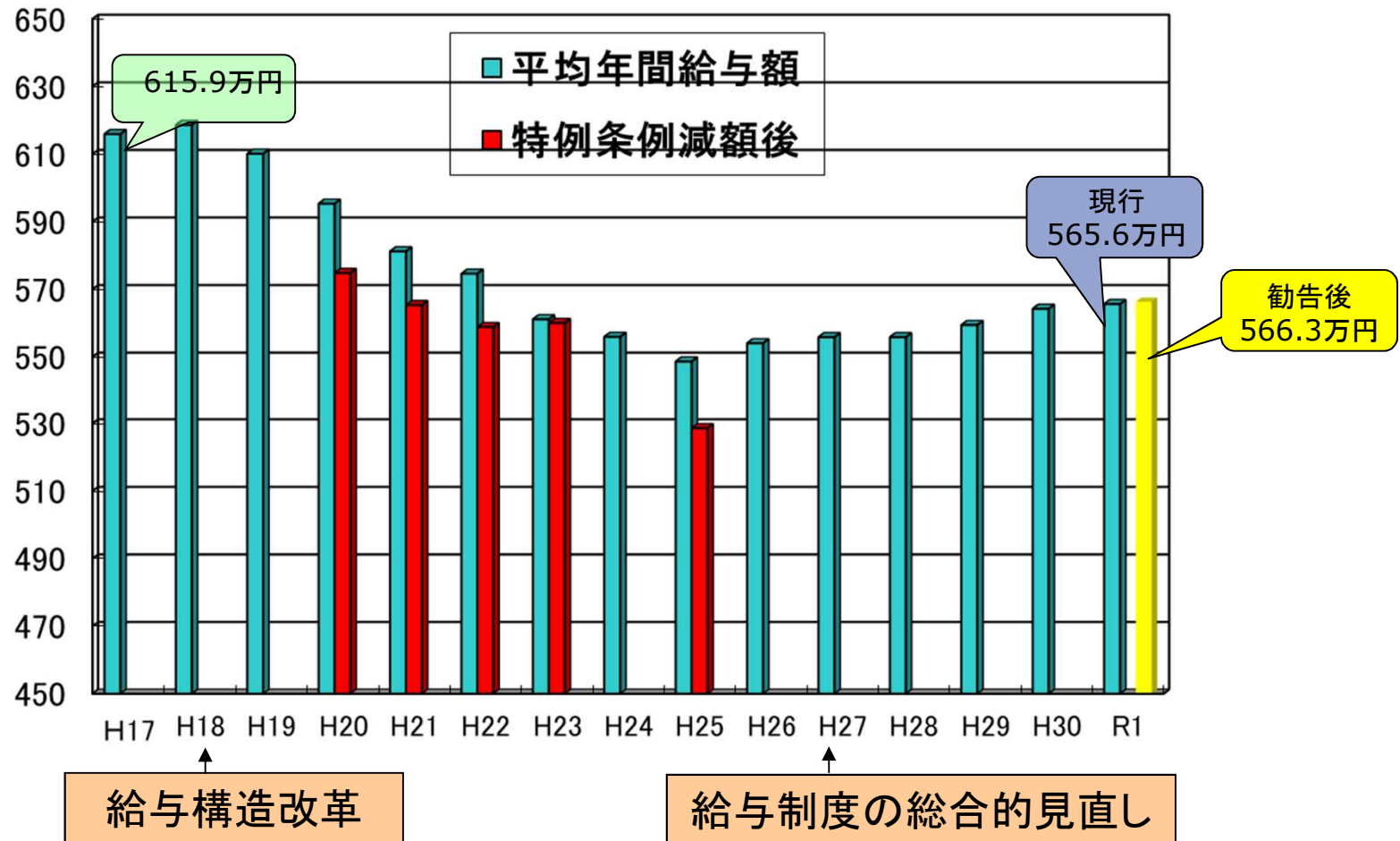
■ 定年の引上げ

■ 服務規律の徹底と適正な事務処理

(参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



(参考) 県職員の平均年間給与額の推移



(注) 特例条例減額後とは、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された特例条例による減額後の額である。